

## 4. 精神科看護

1) 事例：てんかんのある患者 50歳代

ア. 概要：

経過

精神障害者相談員からの紹介。幼少より知的障がいがあり10歳代にてんかんの診断あり。50歳代に胃がんにて総合病院で手術を受ける。抗がん剤治療とリハビリを受けた後退院となる。

高齢の母親との2人暮らしのため、訪問看護・訪問介護・受診等移動支援にて在宅療養を支援。2年後、同居の母親の介護負担軽減のため、デイサービスとショートステイの利用を開始した。訪問看護開始後てんかん発作なし。

家族構成

高齢の母親と2人暮らし。

キーパーソン：姉・・・同町在住。時々訪問し援助あり。

看護内容

- 服薬管理や受診支援、健康管理の方法等、疾病の悪化防止に関する援助
- 他科（外科）疾患の病状観察と異常の早期発見
- 人間関係や生活リズム等日常生活上の支援
- 家族支援
- 家族や関係職種との情報共有

障害程度区分

障害程度区分3 精神障害者保健福祉手帳1級

イ. 在宅療養支援の実際

- ・ 正確な服薬への支援と、在宅での日常生活習慣を継続できるよう支援した。
- ・ 家族に関わりのある全ての関係職種（母親への介護保険サービス事業所を含む）と連携を取り、異常の早期発見と早期対応を行った。

【目標】 利用者が在宅で安定した療養生活を送ることができる。看護職は、病状の悪化や再発予防、家族支援、生活の安定や向上を図るための支援を行う。

利用制度

・ 障害者総合支援法

自立支援医療（精神通院医療）：

病院・診療所の外来、投薬、デイケア、訪問看護

介護給付：居宅介護、短期入所（ショートステイ）

訓練給付：就労継続支援B型

地域生活支援事業：移動支援

	日	月	火	水	木	金	土
午前		訪問看護 障害者 支援施設	障害者 支援施設	訪問看護 障害者 支援施設	障害者 支援施設	訪問看護 障害者 支援施設	
午後 3時	民生委 員の訪 問		訪問介護		訪問介護		訪問介護

**精神科訪問看護基本療養費**

- 訪問看護の対象は、精神障害を有する者又はその家族である。
- 四国厚生支局への申請が必要である。
- 精神科訪問看護・指導料（Ⅰ）及び（Ⅲ）については、平成 26 年度診療報酬改正に伴い、精神科訪問看護指示書が交付された場合は、要介護被保険者等の患者であっても医療保険で算定できる。（ただし、認知症が主傷病であって精神科訪問看護指示書が交付された患者については算定できない）